

飯盛霊園組合霊園内キッチンカー実証実験事業者募集要項

1 目的

飯盛霊園組合では、現在策定中の飯盛霊園組合公園整備基本計画において霊園の魅力向上につながる事業スキームとして指定管理者制度を採用することとなった。しかし課題としては、指定管理者による収益事業の成立、特に便益施設の整備により飲食機能の常設化が可能であるかが考えられる。そこで継続的にキッチンカーでの実証実験を行い、霊園利用者への認知度向上や販売品目や提供の工夫など飲食事業が成立する条件について引き続き検証を行う。

2 概要

・場所

四條畷市大字下田原 448 番地 飯盛霊園内 庁舎前

・時期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの指定日

・出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、保健所において許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動販売車とする

・営業日及び営業時間

土曜日、日曜日、祝日及び霊園繁忙期（春、秋の彼岸、盆、及び年末年始）

※必ず霊園繁忙期以外の土曜日、日曜日、祝日を 1 日以上含むこと

午前 9 時から午後 3 時までの間（搬入・搬出時間を含む）

・区画

1 区画 1 5 m²（奥行き 3 m×幅 5 m）

・出店料

実証実験により出店料は免除

3 応募資格

組合ホームページ等において公募を行い、下記の基準を満たす者とする

- (1) 食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者
- (2) 申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がない者
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団員等」という）でない者
また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (4) 生産物賠償責任保険（PL 保険）又はそれに準ずる保険に加入している者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

4 注意事項

(1) 事業への協力

①販売実績等について

1 日毎の販売実績（種別ごとの販売数及び金額）を報告すること

(2) ごみの処理

①出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで霊園利用者が快適に過ごせるよう努めること

②提供する容器等は出店者がゴミ箱を設置し回収すること

③出店者の責において発生したゴミ・排水等は持ち帰ること

④園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする

(3) その他の留意事項

①出店者が必要な発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること

②営業する車両には保健所からの許可証を掲示すること

③雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、メール等で連絡すること

④災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止となることもある

⑤出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること、なお、発生したトラブル等については、その内容を報告すること

⑥出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと

⑦キッチンカー及び備品等の破損、紛失等について組合は一切責任を負わない

⑧車両の駐車及び看板動産等の設置にあたって、来園者等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること

⑨音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く）

⑩霊園敷地内での過激な呼び込み、宣伝は行わないこと

⑪販売価格については公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること

⑫販売品目は酒類を除く飲食物とする

⑬衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること

⑭食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある

⑮申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は出店許可を取り消すことがある

⑯本要項に定めるもののほか、その他法令を遵守すること

⑰その他不明な点については、担当者と協議すること

5 応募手続き

応募資格のある事業者は、下記の書類を提出すること

- 参加申込書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 納税証明書
- 実施にあたり法令に必要となる許可、資格等の写し、生産物賠償責任保険（PL 保険）等の証明書の写し
- 車検証（キッチンカー）の写し

募集期間

令和7年3月31日まで

提出先

〒575-0012 四條畷市大字下田原448番地
飯盛霊園組合 施設課
TEL 0743-61-5945

出店者の決定について

応募多数の場合は、組合構成市（守口市、門真市、大東市及び四條畷市）の市内事業者を優先とし別途協議のうえ出店者を決定する。出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。

また出店日については調整の上決定する。出店日の2週間前までに以下の書類を提出すること。

- 行政財産目的外使用許可申請書
- 行政財産使用料減額・免除申請書